

7月
スタート!

小学3年生までが対象

申請すると医療費の
一部が戻ってくる

はじまります

医療費の一部助成

7月1日以降の受診分から、所得超過の世帯に対しても、通院・入院にかかった医療費の一部を助成します。今回の制度改正で対象となる方は、病院などの窓口でいったん医療費を支払い、後日、必要書類を持参の上、福祉総務課または各事務所窓口へ請求してください（※受給者証の交付はしません）。

対象

市に住民登録のある **小学3年生** までの子どもで、保護者の
市民税所得割額が 23 万 5 千円以上の世帯

内容

病院などでの医療費から、自己負担分を差し引いた額を助成します

自己負担額はいくら？

自己負担額は右表のとおり。
ひとつの医療機関（病院・薬局等）
ごとに、自己負担分までは負担して
いただきます。

通院	入院
1日800円 (月2回まで)	1割負担 (月3,200円まで)

※連続して入院した場合は、4カ月目以降の
自己負担なし。

申請方法や問い合わせ先など裏面に続く

手続きの流れ、必要なものは？

1 STEP 1 医療費を払う

病院・薬局などで医療費をいったん支払う。助成を受けるために必要な領収書は、必ず発行してもらう。手続きでは、領収書の原本が必要です。

2 STEP 2 請求をする

領収書と振込先が分かる通帳、子どもの保険証と保護者の運転免許証などの本人確認書類が必要です。申請は、福祉総務課または各事務所市民窓口課まで。

3 STEP 3 指定口座に入金

書類を確認後、指定口座に振り込みます。申請から振り込みまでは、数カ月かかります。振り込み前に、振り込み日などの案内通知を郵送します。

Q&A

こんなときは、どうしたらいい？

Q 助成対象の費用は？

A. 保険診療による入院・通院費（医科、歯科、薬局、柔整など）です。保険診療以外（健康診断、検診、予防接種、文書料）、学校等の管理下でのケガで、日本スポーツ振興センターの共済給付の対象となる場合などは対象外。

Q 医療費が高額に

A. 1カ月の医療費が高額になったときは、高額療養費が支給される場合があります。ご加入の医療保険にまずはお問い合わせください。入院時は、ご加入の医療保険で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

Q 請求はまとめて？

A. 助成の申請は、1カ月分をまとめて請求してください。振り込みも1カ月分ごとに入金します。請求漏れがないようご注意ください。



問い合わせ

淡路市役所 福祉総務課 ☎0799-64-2509 [受付時間/平日 8:30~17:15]